

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(防衛省地方協力局地域社会協力総括課)

項目名	航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域（以下「航空機騒音障害区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第 2 項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定している。</p> <p>このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産（以下「事業用資産」という。）を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。</p> <p>（関係条項） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 65 条の 7、第 65 条の 8、第 65 条の 9</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲109,400 百万円の内数) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>移転措置事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置である。</p> <p>同事業における移転補償金等は、譲渡所得として所得税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。</p> <p>経済的負担により事業者が移転を断念するとなれば、自衛隊等の飛行場が所在することによって特定の地域の住民が被っている航空機騒音という不利益を放置することに繋がるおそれがあることから、本特例措置により経済的な負担や不安を軽減し、航空機騒音障害区域以外への移転を容易にすることによって、不利益を解消する必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を收拾③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除</p> <p>政策分野：我が国自身の防衛体制の強化（我が国の防衛力の抜本的強化、国全体の防衛体制の強化）</p> <p>防衛力を支える要素</p> <p>施策：地域コミュニティとの連携</p>
		政策の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>3年間延長</p> <p>（所得税）令和9年1月1日～令和11年12月31日</p> <p>（法人税）令和8年4月1日～令和11年3月31日</p>
		同上の期間中の達成目標	航空機騒音障害区域における移転の補償等が令和6年度末時点で未実施の建物約11,000戸、土地約5,200haのうち、令和8年度から令和10年度までの3年間に、令和6年度末時点で移転の希望がある事業用資産、建物12戸、土地16.5haに対し移転の補償等を実施する。
		政策目標の達成状況	航空機騒音障害区域における移転の補償等が令和3年度末時点で未実施だった建物約11,400戸、土地5,500haに対し、前回要望時の令和4年度から令和6年度までの間に事業用資産、建物67戸、土地22.4haの移転の補償等を実施した。
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業者の見込み件数 令和8年度：39件（うち法人：4件） 令和9年度：29件（うち法人：2件） 令和10年度：2件（うち法人：0件） 適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人 <p>※算出根拠等は別紙「算出根拠等について-(1)」のとおり。</p>	

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域内から外に移転する際に譲渡する資産の譲渡所得に係る課税に伴う経済的負担を軽減し、事業用資産の所有者の移転を容易にすることによって不利益を解消するためのものである。</p> <p>本特例措置が延長されれば、引き続き移転の補償等が円滑に行なわれ、移転の補償等を促進するという目標達成が実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができる。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(予算上の措置等の要求内容)</p> <p>建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(令和7年度予算額)</p> <p>一般会計 55億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>航空機騒音障害区域内に所在する事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買換え等を行う場合、譲渡所得(上記予算をもって国が行う移転の補償等の金額)に課税された場合には、移転補償金等による移転促進効果が減殺されることから、買換え資産の取得を容易にするためには本特例措置により譲渡所得に係る税の一時的な負担を軽減する必要がある。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>航空機騒音障害区域内に所在する建物等の所有者においては航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいために移転を余儀なくされている。</p> <p>本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは困難であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p> <p>また、本特例措置の内容は課税の繰延べであるため、最終的な納税額に変化は生じず、補助金等と比して国庫への負担が少ないため、適切かつ必要最小限の措置である。</p> <p>防衛施設の安定的な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、移転の補償等の要望に応えていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本特例措置を継続することで、移転の補償等を促進するという目標達成を実現でき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与し、防衛施設の円滑な運用に資することとなるため、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与する上で必要不可欠である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

・過去3か年の適用実績
 令和4年度 適用事業者：23件（50件）
 うち法人：1件（3件）
 適用額：524百万円（995百万円）
 減収額：81百万円（182百万円）
 令和5年度 適用事業者：16件（58件）
 うち法人：0件（5件）
 適用額：511百万円（1,340百万円）
 減収額：77百万円（313百万円）
 令和6年度 適用事業者：23件（41件）
 うち法人：8件（5件）
 適用額：500百万円（1,061百万円）
 減収額：120百万円（287百万円）

・適用事業者の範囲
 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人
 ※算出根拠等は別紙「算出根拠等について-(2)」のとおり。

減収額等については、前回要望時に見込んだものと乖離しているが、これは移転希望者と隣接地権者との調整の難航など移転希望者の事情によるものである。

事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することに繋がる。

また、大規模な事業用資産の買換えにおいては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、所得税等が優遇されることから、達成目標の実現のため、少しでも進捗率を向上させていく観点からも本特例措置は必要である。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

○令和5年度 適用実態調査結果
 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第65条の7、第65条の8、第65条の9の各条項
 (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え
 適用件数：1件
 適用額：12百万円

※適用件数について、適用実態調査情報上、令和5年度事業とされているが、防衛省における移転措置事業では事務手続き上、令和4年度事業と整理している。

租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の令和4年度から令和6年度までの間に建物242戸、土地127ha、そのうち、建物67戸、土地22.4haの事業用資産について移転の補償等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。

また、令和4年度から令和6年度までの事業用資産の移転対象の99者のうち事業継続予定の17者に対しアンケート調査を実施したところ、うち12者（70%）から「租税特別措置による特例措置は必要」と回答があったことから、適用数のうち、70%が本特例措置の直接的効果と見込まれる。前回の政策評価（令和4年度）におけるアンケート調査においては、83%が本特例措置の直接的効果と見込まれていたところ、今回の政策評価（令和7年度）における割合の低下については、その間の経済情勢等の変化による影響が考えられるとしても、半数以上という一定の

		<p>直接的な効果があると考えられることから、将来的にもある程度の直接的効果があると見込まれるものである。</p> <p>また、アンケートの中で、「2,000万円控除よりも税金を圧縮できるため（事業用資産の買換え課税の繰り延べを利用）。事業用のため他に利用できる税金の特例措置がない。」という意見や、「事業用資産の買換え特例がなくなるのは大変厳しい。」「事業を継続する人には必要だと思う。」といった意見があったこと、個人・法人を問わず、事業用資産の買換え特例を利用したと回答した全ての所有者が「この制度が移転の動機の1つとなった」と回答していることから、事業用資産の買換え特例が実際に直接移転措置の促進に寄与していることが伺える。</p> <p>なお、適用数のうち70%が本特例措置の直接的効果と見込まれるところ、仮に特例措置がなかった場合には実績のうち建物36戸、土地6.8haが移転を取り止めたと考えられるため、このことから、本特例措置が直接的な効果として移転措置の促進に大きく寄与していることが伺える。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の建物約11,400戸、土地約5,500haのうち、令和7年度末までの3年間に、令和3年度末時点で移転の希望がある建物194戸、土地77.8haの移転の補償等を実施し、そのなかで事業用資産、建物51戸、土地29.1haに対し移転の補償等を実施する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和5年度から令和7年度までの3年間ににおける事業用資産の移転の補償等の見込みは、所期の目標51戸に対し、53戸であり、所期の目標に達した。</p> <p>土地の買入れについても、所期の目標29.1haに対し、37.7haであり、所期の目標に達した。</p> <p>戸数等調査を実施した平成28年度時点の対象に対する事業用資産の土地の買入れの進捗率は、前回要望時（令和3年度末時点）で30.2%（107ha）に対し、令和6年度末時点では、36.6%（129.4ha）と、進捗が図られている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和49年度 創設 昭和50年度 延長（5年間） 昭和55年度 延長（5年間） 昭和60年度 延長（5年間） 縮減（圧縮割合を80%に引下げ） 平成2年度 延長（1年間） 平成3年度 延長（5年間） 平成8年度 延長（5年間） 平成13年度 延長（5年間） 平成18年度 延長（5年間） 平成23年度 延長（3年間） 平成26年度 延長（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。 ・ 土地等にあつては、平成26年4月1日又はその資産の所在地が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。 <p>平成29年度 延長（3年間） 令和2年度 延長（3年間） 縮減（圧縮割合を70%に引下げ） 令和5年度 延長（3年間）</p>